

平成29年度 2月定例教育委員会議事日程

日 時 平成30年2月16日（金）

9時30分より

場 所 町民センター2Aクラブ室

1 開会宣言

2 署名委員の指名

3 教育長事務報告

4 付議事項

- (1) 議案第10号 平成29年度二宮町一般会計補正予算（案）について
- (2) 議案第11号 平成30年度二宮町予算（案）について
- (3) 議案第12号 平成30年度二宮町教育委員会基本方針（案）について
- (4) 議案第13号 二宮町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- (5) 議案第14号 二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例の一部を改正する条例（案）について

5 報告・協議事項

- (1) 二宮町いじめ防止基本方針の改定について（素案）…資料1
- (2) 教職員の働き方改革について…資料2
- (3) コミュニティ・スクールフォーラムについて…資料3
- (4) 平成29年度第7回「このみや 子ども はぐくみ塾」開催状況報告について…資料4
- (5) その他

* 次回教育委員会議予定（卒業式等の分担について）

6 閉会宣言

平成30年2月定例教育委員会議 教育長事務報告

(30.1.26～30.2.15)

- | | | |
|-------|---|------------------------------|
| 1月26日 | 金 | 学校訪問（山西小学校）
定例教育委員会議 |
| 2月 2日 | 金 | 子ども野外研修実行委員会 |
| 2月 5日 | 月 | 第2回二宮町いじめ問題対策連絡協議会 |
| 2月 6日 | 火 | 政策会議
新採用教職員面接 |
| 2月 8日 | 木 | 第2回文化財保護委員会
神奈川県市町村教育長会議 |
| 2月 9日 | 金 | 第6回小中一貫教育校導入検討会
かながわ駅伝結団式 |
| 2月11日 | 日 | 第72回市町村対抗かながわ駅伝競走大会 |
| 2月14日 | 水 | 第2回二宮町児童生徒安全対策協議会 |
| 2月15日 | 木 | 初任者教職員面接 |

2月政策会議結果報告

平成30年2月6日（火）

町長あいさつ ラディアンで行われた養老猛司氏の講演会の際、図書館で養老氏著作の本を集めて入口に出していたことは良かった。
町の情報発信は課を超えて連携してやって欲しい。

【付議案件】

(1) 施政方針について（政策総務部：協議）

平成30年度施政方針が示され、各部から修正事項などの調整を行った。
教育委員会関係は後日、内容を確認して修正した。

(2) 町付属機関等が開催する会議の公開に関する要綱（案）について

（政策総務部：協議）

会議の傍聴の方法が課によってまちまちだったのを、要綱を定め、統一したものにす。

(3) 平成29年度二宮町図上訓練（風水害）実施計画について

（政策総務部：依頼）

平成30年2月22日に図上訓練を行う。事前に説明会あり。

(4) 病後児保育事業の広域利用に関する協定書及び費用負担についての覚書の締結について

（健康福祉部：協議）

大磯町が「あおぼと」に委託する。大磯町との相互協力により、二宮町民でも利用できる。二宮町は大磯町に負担金を払う。

(5) 春季火災予防運動期間中におけるジュース販売企画の実施について

（消防本部：報告）

住宅用火災警報器設置が義務化されて10年を契機に、春季火災予防期間に合わせ、町内のケーキ店2か所で特別に開発したケーキを3月1日から3月7日の期間限定の販売をする。

ジュースとは住宅用火災警報器の語呂合わせ。

(6) 意見等募集結果について（協議）

町が策定した各種計画について、町民意見募集を行い、その結果が示された。

意見募集をした計画

- ・二宮町公共施設再配置・町有地有効活用実施計画（素案）ほか

教育総務課事業報告

事業報告

(平成30年1月26日～平成30年2月15日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	人数
1月30日	火	人権教育担当者会	教育支援室	6
1月31日	水	小中学校校長会	役場	10
2月2日	金	入学準備説明会(一色小)	一色小学校	21
2月5日	月	入学準備説明会(山西小)	山西小学校	54
2月5日	月	二宮町いじめ問題対策連絡協議会	役場	12
2月6日	火	入学準備説明会(二宮小)	二宮小学校	100
2月9日	金	小中一貫教育校導入検討会	町民センター	7
2月13日	火	幼稚園・保育園・小学校事連絡会	町民センター	22
2月13日	火	一色小学校コミュニティ・スクール準備委員会	一色小学校	11
2月14日	水	二宮町児童・生徒安全対策協議会	町民センター	27
2月15日	木	学校事務連携会議	町民センター	8

事業予定

(平成30年2月16日～平成30年3月22日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	予定人数
2月16日	金	総合教育会議	役場	10
2月16日	金	健康診断日程調整会議	役場	25
2月21日	水	小中学校校長会	役場	11
2月21日	水	社会科副読本検討委員会	教育支援室	9
2月23日	金	小・中学校教頭会、事務連携会議		20
2月20日	火	児童・生徒指導担当者会	教育支援室	7
2月28日	水	外国語活動・英語教育研究会	教育支援室	7
2月28日	水	小中一貫教育カリキュラムワーキンググループ	各小中学校	30
3月2日	金	二宮町学びづくり推進委員会	教育支援室	6
3月2日	金	小中一貫教育カリキュラムワーキンググループ	各小中学校	30
3月6日	火	教務担当者会	教育支援室	6
3月7日	水	情報教育担当者会	教育支援室	6
3月7日	水	食育担当者会	給食センター	7
3月9日	金	中学校卒業式	各中学校	
3月15日	木	外国語活動・英語教育研究会	教育支援室	7
3月20日	火	小学校卒業式	各小学校	
3月22日	木	にのみや子どもはぐくみ塾	ラディアン	30

学校給食センター

事業報告

(平成30年1月26日～平成30年2月15日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	人数
1月31日	水	給食物資納入業務監査(青果)	給食センター	8
2月1日	木	献立会議(PTA役員)	給食センター	8
2月1日	木	献立会議(給食担当者)	給食センター	8

事業予定

(平成30年2月16日～平成30年3月22日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	予定人数
2月28日	水	給食物資納入業務監査(青果)	給食センター	8
3月6日	火	献立会議(PTA役員)	給食センター	8
3月7日	水	献立会議(給食担当者)	給食センター	8
3月16日	金	小中学校3学期給食終了		
3月28日	水	給食調理用物資納入業者説明会	町民センター	26

生涯学習課事業報告（平成30年1月26日～平成30年2月15日）

生涯学習・スポーツ班

月／日	曜日	会 議 ・ 行 事 等	開 催 場 所	定員	参加人数
1/28	日	サッカー教室（小学1・2年生）	町民運動場	50人	21人
		サッカー教室（小学3～6年生）	町民運動場	60人	9人
2/2	金	子ども野外研修実行委員会④	ラディアン マルチルーム1	6人	6人
2/3	土	「かながわアスリートネットワーク協働事業」 二宮町剣道教室	町立体育館	—	50人
2/7	水	青少年指導員連絡協議会⑤	ラディアン マルチルーム1	19人	12人
2/8	木	文化財保護委員会議②	ラディアン ミーティング1	5人	4人
2/11	日	第72回市町村対抗「かながわ駅伝」競技大会	秦野市～相模湖	—	21人
2/12	月	子どもチャレンジ教室 「竹を使った楽しい昔遊び」	ラディアン ミーティングルーム2	20人	18人
2/15	木	学校開放3月分予約日	ラディアン ミーティングルーム1	—	27人

- ・二宮町総合型地域スポーツクラブ(ラビッツ)設立準備委員会研修会 2月8日(木)19:30～
- ・二宮町総合型地域スポーツクラブ(ラビッツ)設立準備委員会 2月21日(水)19:30～

生涯学習課事業予定（平成30年2月16日～平成30年3月22日）

生涯学習・スポーツ班

月/日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	開始時間
2/20	火	第6回社会教育委員会議	ラディアン ミーティングルーム1	13:30
		第2回生涯学習センター運営審議会		15:30
2/23	金	平成30年度学校施設利用団体会議	町民センター 2Aクラブ室	19:00
		環境浄化パトロール⑦	町内	16:00
2/24	土	人権教育研修会 「虫からみえるいのち～多様性をどう受け止めるか～」	ラディアン ミーティングルーム2	10:00
		にのみや町民大学 「二宮の農産物を知ろう！～湘南ゴールド～」	下町地区 「湘南ゴールド園」	9:30
2/25	日	ジュニアリーダー養成研修会④（事前研修）	町民センター 調理実習室	10:00
3/3	土	二宮町子ども野外研修（日帰り）	丹沢湖ロッヂ	9:00
3/4	日	第14回ラディアンピアノマラソンコンサート	ラディアン ホール	9:45
3/10	土	硬式テニス教室①	ラディアン テニスコート	9:30
3/11	日	ジュニアリーダー養成研修会④	町民センター 調理実習室	10:00
3/17	土	硬式テニス教室②	ラディアン テニスコート	9:30

・子ども会祭り(子ども会育成会連絡協議会主催) 2月18日(日)9:00～ (ラディアン)

・ビーチボール大会(総合型地域スポーツクラブ主催) 3月4日(日)

生涯学習課事業報告(平成 30年1月26日～平成30年2月15日)

図書館班

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所等	参加者数等
1/28	日	雑誌リサイクルコーナー	図書館	156冊
2/1	金	図書リサイクルコーナー	図書館	267冊
2/7	水	ちいちゃいおはなし会	図書館おはなしのへや	子ども16人 大人 14人
2/7	水	ブックスタート(健康づくり課と共催)	保健センター	24人
2/8	木	3市2町公立図書館連絡協議会	旧吉田茂邸研修室	9名
2/15	木	修理ボランティア	ボランティアルーム	8人64冊
2/15	木	託児サービス	ラディアン保育室	1人
書架整理ボランティア (1/26～2/15 活動日数 日)			図書館	のべ19人/のべ 21時間25分

生涯学習課事業予定(平成 30年2月16日～平成30年3月22日)

図書館班

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所等	開始時間
2/16	金	わらべうたであそぼう(未就園児とその親)	ラディアン和室	①10:00～ ②11:00～
2/17	土	おおきいおはなし会 - 小学生から	図書館おはなしのへや	13:30～
2/17	土	おはなし会とおりがみあそび	図書館おはなしのへや	14:00～
2/21	水	修理ボランティア	ボランティアルーム	10:00～
2/21	水	子育て支援講座 わらべうたであそぼう! <乳児向け>⑤	ラディアン和室	10:30～
2/21	水	平成29年度第3回図書館協議会	ミーティングルーム1	13:30～
2/24	土	子育て支援講座 わらべうたであそぼう! <乳児向け>⑥	ラディアン和室	10:30～
3/1	木	図書リサイクルコーナー	図書館	9:30～
3/14	水	ちいちゃいおはなし会	図書館おはなしのへや	10:00～
3/15	木	修理ボランティア	ボランティアルーム	10:00～
3/15	木	託児サービス	ラディアン保育室	10:00～
3/16	金	わらべうたであそぼう(未就園児とその親)	ラディアン和室	①10:00～ ②11:00～
3/17	土	おおきいおはなし会 - 小学生から	図書館おはなしのへや	13:30～
3/17	土	おはなし会とおりがみあそび	図書館おはなしのへや	14:00～

※書架整理ボランティアの活動日:原則 毎週火曜日・土曜日 9:30～17:00

議案第12号

平成30年度二宮町教育委員会基本方針（案）について

平成30年2月16日提出

二宮町教育委員会
教育長 府川 陽一

〔提案理由〕

平成30年度の二宮町における学校教育、社会教育の教育基本方針を定め、二宮町の教育の一層の充実を図るため提案する。

平成 30 年度二宮町教育委員会基本方針

教育は人格の形成をめざし、個性を尊重しつつ、自立した人間を育て、幸福な生涯を実現する上で不可欠なものです。情報化やグローバル化など社会が急激に変化する中、将来を担う子どもたちには、予測困難な変化に対し前向きに、主体的に向き合い、今まで以上に他と協調しながら、自らの考えで生涯を切り拓いていく生きる力が求められています。

平成 27 年 10 月に策定した「二宮町教育大綱」は 4 年目を迎えますが、基本理念として掲げている「町民一人ひとりの「まちづくりの力」、「地域の力」を活かした「共に学び共に育つ教育」」をさらに推進するため、児童生徒の生きる力を育むとともに、それを取り巻く教育環境の整備、生涯にわたる学習への支援などの取り組みを充実させます。

学校教育については、次期学習指導要領への移行期間に入り、平成 32 年度の小学校、平成 33 年度の中学校の本格実施に向け、準備が成される時期になります。

特に、これまでに教育大綱にもとづき検討を進めてきました「将来に向けた教育環境づくり」については、学習指導要領の改訂をはじめ、今後予想される様々な変革に対応できる学校をめざし、「地域とともにある学校」として早い時期に一定の方向性を示すために、検討の取りまとめを目指していきます。

また、生涯にわたり学習することのできる環境の整備と学習機会を提供し、町民一人ひとりが主人公となる生涯学習事業を推進していきます。

なお、施策の推進にあっては、二宮町総合戦略及び第 5 次二宮町総合計画中期基本計画と連携して取り組むこととします。

今年度の重点施策

- 1 児童・生徒の生きる力の育成
 - (1) 自ら学ぶ力を養うための教育の推進
 - ①言語活動の充実を基盤とした学び合いの促進
 - ②外国語教育の充実
 - (2) 地域社会とともに生きる力の育成
 - ①地域における児童・生徒の活動の促進
 - ②キャリア教育の推進
- 2 すべての児童生徒が安心して学べる教育環境の整備
 - (1) 支援が必要な児童生徒への対応の充実
 - ①いじめ、不登校、ひきこもり等に対する体制の強化
 - ②支援教育の充実
 - (2) 教職員の指導力の向上
 - ①「教職員授業力向上研修事業」の推進
 - ②教育研究所における研修の充実
 - (3) 教職員における働き方改革の推進（新）
 - ①働く場としての環境整備
 - ②外部人材と外部情報の効果的な活用
- 3 児童生徒の学習環境の整備
 - (1) 空調の整備等、教室環境の充実
 - (2) 新学習指導要領に基づく、効果的な授業を行うためのICT環境の整備
- 4 将来に向けた特色ある学校づくりのための検討
 - (1) 一色小学校におけるコミュニティ・スクールの円滑な運営
 - (2) 全ての小中学校へのコミュニティ・スクール導入に向けた環境づくり
 - (3) 小中一貫教育導入に向けた研究の推進
- 5 地域文化の向上
 - (1) 二宮の自然・歴史・文化に触れる機会の提供
 - ①文化芸術の振興・支援
 - ②生涯学習センター「ラディアン」の魅力向上と図書館のさらなる利便性の向上
 - (2) 図書館事業の推進
 - ①子育て支援の推進
 - ②図書館資料の充実
 - ③図書館サービスの充実
- 6 社会教育施設の適切な運営
 - (1) 生涯学習センター「ラディアン」の適切な運営
- 7 地域に向けた情報発信の強化
 - ①二宮町ホームページや広報誌の積極的な活用

1 学校教育

すべての教育活動を通して、児童生徒が人権尊重の意識を高め、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、安心して楽しく学ぶことのできる学校づくりを進めます。

このような人権教育の推進を基盤に「教育環境のさらなる充実」、「生きる力の育成」を基本とし、各学校では「子どもたちの育つ力」、「家庭・学校・地域の育む力」、「行政の支える力」をあわせ、自ら学び自己実現をめざす児童生徒の育成に努めます。

1 児童生徒の「生きる力」の育成

(1) 自ら学ぶ力を養うための教育の推進

① 言語活動の充実を基盤とした学び合いの促進

- ・自ら学び、確かな学力を身につけられるよう、これまで培ってきた各教科における言語活動の工夫を柱として言語能力の確実な育成を図るとともに、学び合いを重視した授業への改善に努めます。

(重点施策 1-(1)-①)

② 外国語教育の充実

- ・小学校外国語活動・中学校英語科において、小中一貫教育の教育課程作成やALT(外国語指導助手)の活用等を通じて、異文化理解を図り、コミュニケーション能力の育成に努めます。
- ・中学校英語科教員とのチーム・ティーチングの実践や研修会等を通じて、小学校教員の英語指導力の向上を図ります。

(重点施策 1-(1)-②)

③ 道徳教育ならびに特別活動の充実

- ・道徳の教科化の趣旨に則り、学校の教育活動全体を通じて他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことができるよう、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度等を育てるとともに、特別活動との連携による自主的、実践的な力の育成に努めます。

④ 学校体育の充実

- ・生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育み、健康の保持増進と体力の向上を図ります。
- ・水泳授業の時数を確保するため町民温水プールの活用を推進します。

(2) 地域社会とともに「生きる力」の育成

① 郷土愛の育成

- ・地域の行事への積極的な参加を促し、地域交流を通じて郷土を愛する気持

ちを育てます。

- ・学習活動に地域教材を活用し、地域について学ぶ教育を進めます。

② 地域における児童・生徒の活動の促進

- ・学習協力者、体育・文化活動指導員等の地域教育力による支援を推進します。
- ・総合的な学習の時間、ボランティア活動、職場体験など、地域で学ぶ教育を推進します。

(重点施策 1-(2)-①)

③ キャリア教育の推進

- ・児童生徒一人ひとりが社会的・職業的自立に向けて自己の将来の生き方や進路を主体的に選択できる能力・意識の育成に努めます。また、児童生徒が発達段階に応じた勤労観、職業観を身に付け、社会に貢献できる力を育てます。
- ・児童生徒が学校で学ぶことと社会とのつながりを意識できるよう、自然の中での宿泊体験活動、総合的な学習の時間、ボランティア活動、職場体験などの体験学習を生かしながら、学校の教育活動全体を通じて効果的なキャリア教育を進めます。

(重点施策 1-(2)-②)

2 すべての児童生徒が安心して学べる教育環境の整備

(1) 支援が必要な児童生徒への対応の充実

① 不登校、ひきこもり、いじめ等に対応する体制の強化

- ・問題行動の未然防止・早期発見・早期解決に向けて、各校の児童生徒指導体制を見直し、児童生徒理解を着実に進めるとともに、児童生徒指導担当、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー、心理教育相談員、スクールソーシャルワーカー、教育支援室等の相談支援体制の充実を図ります。
- ・教育研究所内の教育支援室（やまびこ）において、不登校児童生徒への学習支援や生活支援をより一層進めます。
- ・「二宮町いじめ防止基本方針」に基づき、二宮町におけるいじめ防止対策の総合的かつ効果的な推進を図ります。
- ・各校のいじめ防止基本方針について随時見直しを図り、その有効な活用を目指します。また、いじめ防止に関して児童生徒が積極的に関わる取り組みを進めます。

(重点施策 2-(1)-①)

② 支援教育の充実

- ・学校、家庭、関係機関等の連携のもとに支援体制を整え、個々の教育的ニーズを的確に把握し、その持てる能力、個性を伸ばす教育を進めます。
- ・小・中学校へ支援教育補助員を配置し、学習上・学校生活上の困難に応じた

支援に努めます。また、外国籍等児童生徒への日本語指導、ことばの教室(そにつく)の運営等、きめ細かな指導を進めます。

(重点施策 2-(1)-②)

(2) 教職員の指導力の向上

① 「教職員授業力向上研修事業」の推進

- ・学習の基盤となる基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得とともに、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を育む授業づくりに努めます。
- ・児童生徒の学力向上を目指して、校内研究のさらなる充実を図り、授業改善に努めます。
- ・小中一貫カリキュラムの作成など校種を越えて互いに学び合う教員集団の育成に努めます。

(重点施策 2-(2)-①)

② 教育研究所における研修の充実

- ・学校教育に関する調査研究や各種教職員研修、教育指導員による訪問指導等を実施し、教職員の資質向上、指導力向上を図ります。
- ・保護者、地域住民も参加できる教員研修を通じて、二宮町の教育について共通理解を深めます。

(重点施策 2-(2)-②)

(3) 教職員における働き方改革の推進(新)

① 働く場としての環境整備

- ・過度の疲労や心理的負担により心身の健康を損なうことのないよう、教職員の勤務時間を意識した働き方を進めるための方策を検討します。
- ・平日夜間や休日の留守番電話の設定、管理職緊急対応用携帯電話の導入により確実な時間外勤務の削減に努めます。
- ・学校間ネットワークを利用した教材の共有化など、授業や教材研究等に集中できる時間や児童生徒と向き合う時間の確保に向けた対策を推進します。
- ・中学校の部活動において休養日を含めた適切な活動時間を設定し、教職員の勤務環境の適切化を図るとともに、生徒の発達を踏まえた指導体制の充実を図ります。

(重点施策 2-(3)-①)

② 外部人材と外部情報の効果的な活用

- ・学習協力者や体育・文化活動指導員、民間の教育支援など、専門的な知識や技能を持つ外部人材と外部情報の活用をより一層進めていきます。

(重点施策 2-(3)-②)

3 児童生徒の学習環境の整備

(1) 空調の整備等、教室環境の充実

各小中学校の特別教室に空調機（エアコン）を設置、カーテンの更新など児童生徒のより良い学習環境の整備を図るとともに、教室環境の整備に努めます。

（重点施策 3-(1)）

(2) 新学習指導要領に基づく、効果的な授業を行うためのICT環境の整備

ICT環境の整備を進める中で、平成30年度においては教員用タブレットや実物投影機をはじめとするICT教育機器の充実を図るとともに、情報技術に関する理解の推進と効果的な授業実施に向けた研修を行います。

（重点施策 3-(2)）

4 将来に向けた特色ある学校づくりのための検討

(1) 一色小学校におけるコミュニティ・スクールの円滑な運営

コミュニティ・スクールとして円滑な運営ができるよう、学校と連携して取り組みます。

（重点施策 4-(1)）

(2) 全ての小中学校へのコミュニティ・スクール導入に向けた環境づくり

一色小学校の2年間の研究成果や先行導入の経過を共有し、平成31年度の全校導入に向けた基盤づくりを進めます。

（重点施策 4-(2)）

(3) 小中一貫教育導入についての検討

児童生徒数の減少や多様化する児童生徒に関する課題に対応するため、「二宮町立小中学校に小中一貫校を導入するにあたっての基本的な考え方」に基づき行った平成29年度研究を踏まえて、さらに研究を進めます。また、小中一貫教育を導入する上で適した学校の再配置の研究を進めます。

（重点施策 4-(3)）

5 その他、学校教育における取り組み

(1) 学校における安全対策、安全教育

- ・「二宮町教育委員会学校防災方針」に基づき、各学校において「防災マニュアル」を適切に運用し、児童生徒の安全確保に努めます。
- ・「二宮町児童生徒安全対策協議会」等を通し、地域や関係機関と連携した安

全体制の構築を推進します。

- ・「二宮町通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように、通学路の安全確保を図ります。
- ・関係機関と連携して、児童生徒への安全指導、安全教育に取り組みます。

(2) 情報教育

- ・高度情報化社会に生きる児童生徒の情報活用能力と情報社会に参画する態度の育成に努めます。
- ・教職員が、情報機器や学校間ネットワークを活用することにより、校務の効率化や学校間の情報交換・情報共有、安全な情報管理を図ります。また、授業の中でのICT活用を促進し、分かりやすい授業、授業力の向上を目指します。
- ・SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）によるトラブルやネット依存など情報化社会の進展に伴う新たな課題に対応するため、携帯電話・インターネットに関する安全・安心教室の開催や、家庭への啓発活動の促進等により、情報モラル教育の充実に努めます。

(3) 読書指導

- ・児童生徒の読書活動を促進するため、コンピューターによる貸し出しシステムを活用した利便性向上を進めるなど、学校図書館の充実に努めます。
- ・学校図書館指導員を配置し、図書館の利用頻度を高める学習環境を整備することで、教育活動の中に読書の時間を取り入れるなど、読書の習慣が身につくよう指導します。

(4) 「幼・保・小」、「小・中」の連続性を大切にした指導

- ・「幼・保・小連携推進委員会」、「幼・保・小交流会」の充実に努め、学びや育ちの連続性を大切に、幼児教育から学校教育への円滑な接続を図ります。

(5) 学校給食センターにおける取り組み

- ・栄養バランスのとれた、心のこもった手作りの給食を通して、児童生徒が食の大切さを学ぶ食育の充実に努めます。
- ・子どもたちが地域の産業や農産物を身近に感じ、興味・関心が高まるよう、地産地消を推進していきます。
- ・安全・安心な給食を提供するため、設備等の点検、更新、適切な維持管理に努めます。

6 地域に向けた情報発信の強化

- ・二宮町ホームページや広報誌、各校の学校だより等を通じて、学校行事や特

色ある取り組み、校内研究など日々の実践について情報を発信し、地域と共
にある開かれた学校づくりに努めます。また、学校ホームページの開設に向
け研究を進めます。

(重点施策 7-①)

2 社会教育

現在、都市化、核家族化、少子化の進行など、親や子どもを取り巻く社会の変化の中で、地域や家庭の教育力の低下が課題となっています。これを払しょくし、豊かで活力ある社会を築いていくために、「町民一人ひとりが、生涯いつでもどこでも自由に学習することができ、その成果が適切に評価されるような社会」すなわち、生涯学習社会の実現を目指します。

各種講座や研修会等による学習機会の提供や、ホームページや広報誌等による学習情報の発信を通じ、学習者自身の学びにとどまらず、地域活動やボランティア活動等に、学んだ成果を還元できる人材づくりを目指します。

また、インターネット利用に伴う犯罪被害の増加、児童虐待、薬物依存の低年齢化など新たな課題については、学校や地域社会と連携しながら取り組んでいきます。

町民が心豊かで潤いのある日々を送るために、日常生活の中で、文化芸術を生活の一部として享受できるよう支援します。町民や文化団体が、自主的、主体的に活動を継続できるよう、また地域文化の継承、発展のために取り組んでいきます。

図書館では、「二宮町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもの年齢に合わせた行事や子育て支援関連事業を推進していきます。また、図書館基金を活用した図書資料の購入等で図書館資料の充実を図るとともに、こどものほんコーナーへの図書の相談員の配置などのサービスを継続していきます。

開館日、開館時間の見直しを行うことより、利用者の利便性の向上と運営の効率化に努めます。

運動・スポーツでは、心身の健全な発達を促し、地域に明るく潤いに満ちた連帯感を醸成し、活力に満ちた「二宮町」を創り出すため、子どもから大人まですべての町民が「暮らしの中のスポーツ」を実践することができるよう生涯スポーツの普及振興に努めます。また、運動施設の利用促進、各種スポーツ・レクリエーション等への参加促進、スポーツ教室・大会等の開催を通じて、町民相互の親睦と健康増進に努めます。

1 地域文化の向上

(1) 二宮の自然・歴史・文化に触れる機会の提供

① 文化芸術の振興・支援

- ・丹沢アートフェスティバルへの参加、ラディアンホールのイベント事業など各種団体と連携して文化・芸術活動を支援していきます。
- ・「文化祭」、「ピアノマラソンコンサート」など町民の日頃の文化活動の成果発表の場の提供を行います。

(重点施策 5-(1)-①)

- ・町指定文化財や貴重な資料などの保存に努めるとともに、「にのみや町民大学講座」等を通じて二宮の自然や歴史に触れる機会を提供し、二宮町の魅力発信を行います。

- ・「湘南二宮バーチャル郷土館」の内容をより一層充実します。
- ・「ふたみ記念館」では、町出身の画家二見利節の絵画について、保存・展示に努めるとともに、展示ギャラリーの貸し出しを行うことで、施設の有効活用と地域に根ざした美術館を目指します。なお、受付業務など施設管理の一部を外部委託へ移行することにより、より一層の効率的な施設運営を推進していきます。
- ・町内の祭囃子や伝統芸能の成果発表である「民俗芸能のつどい」の開催や民俗芸能保存会連絡協議会加盟の15団体への支援を通じ、郷土に伝わる伝統芸能の保存に努め、郷土愛を育みます。

② 生涯学習センター「ラディアン」の魅力向上と図書館のさらなる利便性の向上

- ・情報化の進展により、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、LINEなど新たなサービスが普及しています。町では生涯学習センター「ラディアン」が若者の交流拠点、さらには町民交流の場として充実を図るため、無料公衆無線LAN（フリーWi-Fi）を設置します。

（重点施策 5-(1)-②）

- ・図書館の利便性向上を図るため、平日の夜間開館時間を一部見直し、開館日を増やします。

（重点施策 5-(1)-②）

③ 学習機会の整備

- ・生涯学習情報誌「身近な余暇ガイド」の情報収集・更新を行い、学習相談に応えるとともに、「町民大学サポーター制度」の周知・活用を図ります。
- ・生涯学習ボランティアが企画運営する「このみや町民大学講座」を実施し、町民による町民のための町民大学を推進します。
- ・「このみや町民大学講座」終了後も学習者が継続して学習できるよう、サークル化に向けた支援を行います。

(2) 図書館事業の推進

① 子育て支援の推進

- ・「ブックスタート事業」（子育て・健康課共催）を継続実施します。「あかちゃんをはじめてであう絵本」を配布し図書館利用の促進を図るとともに、子育てに関する図書を集めた「子育て関連図書コーナー」や子育て情報を集積した「子育て情報コーナー」の充実を図ります。

（重点施策 5-(2)-①）

- ・子どもの年齢に合わせた行事や子育て支援関連事業を開催します。

② 図書館資料の充実

- ・図書館基金を充当し、児童、ティーンズ向けや健康医療関連等の図書を購入し、図書資料の充実を図ります。

（重点施策 5-(2)-②）

③ 図書館サービスの充実

- ・町の文化・情報の発信拠点として、「広報にのみや」、「ホームページ」を活用し、「図書館だより」の発行により、図書館活動のPRや利用促進を図ります。
- ・町立小・中学校と連携し、読書の推進をしていきます。学校図書館担当者会議等で、学校と図書館の情報交換を積極的に行います。また、児童・生徒の図書館利用を促進するため、小・中学校による資料活用や見学実施などの働きかけを行います。
- ・夏休み前に「小・中学生にすすめたい本」リストを作成・配布します。
- ・ティーンズコーナーの充実を図り、中高生の居場所としてのコーナーづくりに努めます。
- ・学校の夏季休暇期間など、調べ学習での利用が多くなる時期に「こどものほんコーナー」に図書相談員を配置し、児童生徒の調べ学習の支援、読書相談を行います。夏季以外にも相談員の配置日を設け、年間を通じて児童および親子への本の相談にも対応します。

(重点施策 5-(2)-③)

- ・「インターネットの蔵書検索システム」、「県内図書館の相互貸借システム」を活用し、予約・リクエスト等資料の迅速な提供に努めます。
- ・所蔵資料がさらに活用されるよう、書庫の本の紹介や時事に沿った展示コーナーで積極的に資料の紹介を行います。また、蔵書管理の徹底を図ります。
- ・町民のボランティア参加により、図書館運営及びサービスの向上を目指すと同時に図書館運営への理解を深めてもらいます。
(録音図書ボランティア、修理ボランティア、書架整理ボランティア)
- ・協力団体と共催講座を開催し、町民の図書館利用促進を図ります。
- ・二宮に関する資料や行政資料を収集・保存し、町に関する情報を町民がいつでも閲覧できるように整備します。「二宮ゆかりの人物ガイドブック」の増補改訂版の活用や、展示に力を入れ、二宮の歴史に触れる機会を提供します。
- ・今までに図書館を利用したことのない方の利用促進を目指します。

(3) 社会教育事業の推進

① 人権教育の推進

- ・様々な人権問題に対し、人権意識を育むために人権教育研修会等を開催し啓発を行います。

② 社会全体による子育て

- ・子どもの居場所づくりとして、平日の放課後に学校施設を利用し「放課後子ども教室」事業を実施します。
- ・ものづくりや科学実験等の体験活動の場として、「子どもチャレンジ教室」を実施します。

③ 青少年の健全育成

- ・青少年指導員連絡協議会、PTA 連絡協議会、子ども会育成会連絡協議会との協力・連携により、児童・生徒の地域活動を促進します。
- ・広く青少年が参加できるようレクリエーション、スポーツなどの体験活動や中学生が主体となって企画・運営するイベントを開催します。また、引き続き、子どもたちのリーダーも養成します。
- ・子どもたちの安全・安心のために、PTA連絡協議会が行う「こどもSOSのいえ」を推進します。
- ・「中学生交流洋上体験研修」、「青少年交流キャンプ」などの実施、「子ども野外研修事業」の支援によって、広い視野を持った青少年を育成します。
- ・青少年環境浄化推進員との連携により、「青少年の健全育成キャンペーン」、「有害図書区分陳列の調査」を実施し、青少年の社会環境浄化に努めます。

④ 社会教育関係団体との連携

- ・民俗芸能保存会連絡協議会等の社会教育関係団体との連携を密にし、共催事業の実施、研修会の開催など活動の支援を行います。

⑤ 町民参加による大会の実施

- ・地区や団体等の参加による「町内一周継走大会」を実施し、地域住民と青少年の交流親睦を図ります。
- ・スポーツ推進委員連絡協議会主催の「バウンズボール大会」など町民が主体となったスポーツ事業の支援を行います。
- ・多くの町民が参加できる「二宮町体育祭」を開催し、町民へのスポーツ・レクリエーションの普及を図ると共に、地域の人たちがスポーツを通じたふれあいによる地域住民同士の連帯感を醸成します。

2 社会教育施設の適切な運営

(1) 生涯学習センター「ラディアン」の適切な運営

- ・町民の学習・文化活動の拠点として、ラディアンの適切な施設運営を行います。また、今後、大規模改修に備え、施設の現況調査を実施します。

(重点施策 6-(1))

(2) 体育施設の適切な運営

- ・体育施設の効率的な運営や整備を行い、町民の主体的なスポーツ活動の場の提供を行います。

3 地域に向けた情報発信の強化

(1) 二宮町ホームページや広報誌の積極的な活用

- ・町民が等しく生涯学習の機会を得られるよう、二宮町ホームページや広報誌

等を通じて、また、社会教育関係団体、社会教育施設利用者等、人と人のネットワークを通じて、学習・文化、スポーツ等の情報を積極的に発信していきます。

(重点施策 7-(1))

二宮町いじめ防止基本方針（素案）

二 宮 町

二宮町教育委員会

平成 28 年 3 月

（平成 30 年 3 月改定）

〈目 次〉

I	はじめに	1
II	基本的な考え方	2
1	いじめの定義	
2	いじめに対する基本認識	
3	いじめ対策の基本理念	
4	いじめ防止等に関する対策の基本的な考え方	
(1)	いじめの未然防止	
(2)	いじめの早期発見	
(3)	いじめの早期対応・早期解決	
(4)	<u>いじめの解消</u>	
(5)	家庭との連携	
(6)	地域との連携	
(7)	関係機関との連携	
III	基本的施策・措置	6
1	二宮町が実施する施策	
(1)	財政上の措置等	
(2)	通報・相談体制の整備	
(3)	学校、家庭、地域社会、関係機関、民間団体等との連携	
(4)	人材の確保及び資質の向上	
(5)	いじめの防止等のための調査研究の推進等	
(6)	いじめの未然防止に向けた広報・啓発活動	
(7)	基本方針の内容の点検と見直し	
2	二宮町教育委員会が実施する措置	
(1)	いじめの未然防止対策	

- (2) いじめの早期発見のための措置
- (3) いじめに対するの早期解決に向けた措置
- (4) 家庭との連携
- (5) 地域との連携
- (6) 関係機関との連携
- (7) 学校評価における留意事項

3 学校が実施する措置

- (1) 学校いじめ防止基本方針の策定
- (2) いじめの未然防止対策
- (3) いじめの早期発見のための措置
- (4) いじめに対するの早期解決に向けた措置
- (5) 家庭との連携
- (6) 地域との連携
- (7) 関係機関との連携
- (8) 学校評価における留意事項

IV 重大事態への対処 12

1 いじめの重大事態

2 二宮町教育委員会又は学校による対処

- (1) 事実関係を明確にするための調査
- (2) いじめを受けた児童・生徒及びその保護者への情報提供
- (3) 調査結果の報告
- (4) 調査結果の公表

V いじめ防止等を推進する体制 14

1 学校におけるいじめの防止等のための組織

2 二宮町いじめ問題対策連絡協議会

3 いじめの重大事態発生時の対応

1 はじめに

二宮町では、これまで、いじめの根絶を目指し、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けて、学校、家庭、地域、関係機関等と協力しながら取り組んできました。

しかし、今日の著しい社会状況の変化の中で、いじめ問題は複雑化・多様化してきており、また、これまで顕在化していなかったインターネット上のいじめ等新たな課題も生じてきました。そうした中で、いじめ根絶の視点からのさらなる施策の推進と学校、家庭、地域との協働を進めることが必要になっています。

今般、こうした社会情勢を踏まえ、平成 25 年 9 月に「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）が施行され、国と学校に対して、いじめ防止基本方針の策定が義務付けられるとともに、法第 12 条で地方公共団体に対して、地域の実情に応じたいじめ防止基本方針の策定に努めることが規定されました。これを受けて神奈川県では、『神奈川県いじめ防止基本方針』（以下「県の基本方針」という）が策定されました。

今般、法の施行から 4 年が経過し、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という）が改定されたことから、その内容を反映させるため県の基本方針が改定されました。

このたび、これらを受けて二宮町では、二宮の子どもたちをめぐる様々な状況を踏まえ、二宮町におけるいじめ対策の総合的かつ効果的な推進を図るために、この『二宮町いじめ防止基本方針』（以下「町の基本方針」という）を改定策定することとしました。

各学校は、「児童・生徒本人がいじめと感じたものはすべていじめである」と捉えており、「いじめは決して許されない」という共通認識にたち、日頃から全教職員がいじめの態様や特質について、校内研修や職員会議等で共通理解をはかり、いじめの未然防止を図っています。また各学校ではすべての教育活動において、命を大切にす
る豊かな心を育むとともに心が通い合うコミュニケーションができる力を養う実践を積み重ねています。

この「二宮町いじめ防止基本方針」改定策定を機に、あらためて学校、家庭、地域が日頃から温かい思いで児童・生徒に接し目配りと心配りを忘れないこと、児童・生徒の立場に立って常に考え児童・生徒の声に耳を傾けようと心掛けること、そして「いじめは、どの子にもどの学校でも起こりうる」ことを肝に銘じ、いじめを徹底して根絶していくことを、社会全体で決意し合いたいと思います。

II 基本的な考え方

1 いじめの定義 ～「いじめ防止対策推進法」に準拠

いじめは、法第2条で定めているとおり、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含みます。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童・生徒の立場に立つことが必要です。いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに当たるか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。

2 いじめに対する基本認識

いじめは、単に子どもたちだけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いを反映した社会問題であるという指摘があります。

近年のいじめは、従来に比べ特に陰湿となっていること、一方で、遊び半分のものが多く見られることなども指摘されており、問題が顕在化しにくく、その分、事態が深刻化しやすいとも言われています。その背景には、子どもたち同士の複雑な人間関係や心の問題も存在しており、以下の視点を持って問題に向き合うことが必要となります。

- いじめは、いじめを受けた児童・生徒の人権を著しく侵害し尊厳を損なう、絶対に許されない行為である。
- いじめは、学校や家庭、地域における生活環境や対人関係等、様々な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得るものである。とりわけ嫌がらせやいじわる等「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら被害と加害を経験するものである。
- いじめは、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子どもも含めた所属集団の構造上の問題でもある。
- いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくいものである。
- いじめは、その行為や態様により、犯罪行為として取り扱われるものもある。

3 いじめ対策の基本理念

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つですが、学校だけの問題ではなく、社会全体で取り組むべき、大人たち全員の課題であるという認識が必要です。その上で、いじめ防止のための基本理念として、次の5つを掲げます。

- 「いじめは、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」という認識を、社会全体で共有します。そして、すべての子どもがいじめを行わず、子どもも大人もいじめを放置することがないように取り組みます。
- 学校の内外を問わず様々な場所・場面でいじめが起こりうることから、地域全体で子どもを見守ります。そのために、学校はもとより、家庭や地域住民、関係機関・団体、町、県および国が連携して取り組みます。
- 学校は、すべての子どもが安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、教育活動全般を通じて、いじめの防止等に取り組みます。
- 大人は、あらゆる機会を通して、子どもに対して「いのち」はかけがえのない大切なものであることを教えます。また、学校は、子どもに向け、自分はもちろん、他人の「いのち」も大切にして、決していじめをしない心を育む教育活動の充実に取り組みます。
- いじめはいじめた者・いじめられた者という個人の問題にとどまらず、それを傍観する者にも関わるという点で集団の問題であるという認識を持ち、子どもたちが主体的にいじめを許さない集団作りができるよう指導・支援をします。

4 いじめ防止等に関する対策の基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特徴があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期対応」に適切に取り組むことが必要です。

また、いじめ問題には、学校や家庭の問題としてだけではなく、全ての大人たちの問題として取り組まなければなりません。常に地域や家庭、関係機関と一丸となって相互に協力する関係づくりを進めることも大切です。

(1) いじめの未然防止

○いじめの未然防止に向けては、家庭や学校において、人権を尊重し、子どもの発達段階に応じた道徳観子どもの発達段階に応じた道徳心や規範意識を高める教育を通じてなどを身に付けさせ、“いのちを大切にすること”や“他者を思いやる気持ち尊重し、多様性を認め合う思いやる力”を育むことが重要です。

○子どもたち一人ひとりが、好ましい人間関係を築けるように、コミュニケーション能力等の育成に努めるとともに、子ども、青少年・児童・生徒を取りまく情報環境が急激に変化する中で、情報社会の一員としての自覚をもって、適切に行動する態度を身に付けることができるように、情報モラル教育の一層の充実に取り組む必要があります。

○子どもたちが、いじめは自分たちの所属する集団の問題であるという認識を持

- ち、主体的により良い集団づくりに向かうよう指導・支援することが重要です。
- いじめの背景にある、子どもたちが抱えている学校生活や家庭環境、人間関係等にまつわるストレス等の要因に着目し、その改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を様々な場面で育む観点も必要です。
 - 子どもたちが、自分の存在が認められていること、大切に必要とされていることを意識できるよう、家庭や地域において、家族や大人たちとのふれあう機会を充実させる一方、大人たちは子どもたちの育ちに関心を持つことが大切です。

(2) いじめの早期発見

- いじめの早期発見に向け、学校においては教職員が日頃から、子どもたちの表情や態度のわずかな変化を見逃さず、適切な対応ができるように教職員の資質や能力の向上を図ることが重要です。
- 学校はけんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、子どもの感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することが必要です。
- また学校は、定期的に行うアンケート調査や個人面談等によって、常に子どもたちの状況を把握するとともに、子どもたちが困った時に相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくりに努め、子どもからの相談に真摯に対応することが必要です。
- いじめは、学校に限らず様々な場所・場面で起こることを踏まえ、地域、家庭をはじめ町民全体に対していじめに関する啓発を行い、大人たち全員が子どもたちを見守り、育てる意識を持つように働きかけることが必要です。

(3) いじめの早期対応・早期解決

- いじめには、チームで組織的に対応することが基本になります。学校においては管理職、総括教諭、学級担任、児童・生徒指導担当教員、養護教諭や教育相談コーディネーター等の教職員が連携して、特定の個人が孤立したり、情報を抱え込む等の状況を起こさないように、組織としてきめ細かい対応をしていくことが重要になります。
- いじめがあることが確認された、あるいはいじめの疑いがある場合は、いじめを受けた児童・生徒を最後まで守り通すという認識のもと、すぐにいじめを受けた児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童・生徒や周囲の児童・生徒に対して事情を確認したうえで適切に指導する必要があります。
- 特に、暴力を伴ういじめについては、いじめを受けている児童・生徒の心身及び財産等の被害を避けるため、また、インターネットを通じて行われるいじめについては、いじめに関する情報が短時間で拡散する特性があることから、迅速な対応が求められます。

(4) いじめの解消

○いじめを行った子どもに対しては、いじめは決して許されない行為であることを、適切かつ毅然と指導します。なお、いじめられた子どもを立場に立っていじめにあたりと判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わずに指導することもあります。また、いじめの行為に至った背景を把握し、その子どもと保護者に対して、いじめを繰り返さず、学校生活を営ませるための助言や支援を行います。

○学校は、いじめを受けた子どもやいじめを行った子どもだけでなく、すべての子どもに対し、いじめを誰かに知らせる勇気を持ち、いじめをしないようしっかり指導します。

○学級担任や部活の顧問等は、学級や部活動等の中で、いじめを許容しない雰囲気形成されるよう指導します。

○いじめは、単に謝罪をもって安易に解消している状態と判断することはできません。学校はいじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた子ども及びいじめを行った子どもの状況を日常的なかかわりの中できめ細かく把握するとともに、子どもとの対話を深めることなどを通じて、いじめの再発を防ぎます。

(5) 家庭との連携

○子どもたち一人ひとりに発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、“いのちを尊ぶところ”や“他者を思いやる気持ち”を育むためには、学校での教育活動だけでなく、家庭での取り組みも重要です。

○いじめ事案の対応にあたっては、いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒、双方の保護者を支援し、家庭との連携の下に、問題をよりよく解決することが必要です。

○特に、いじめを行った児童・生徒に対しては、毅然とした姿勢で指導を行うとともに、家庭と連携して、一人ひとりが抱える要因や背景を的確に把握して、適切な助言や支援を行うことが必要です。

(6) 地域との連携

○いじめは、学校内の人間関係にとどまらず、塾やスポーツクラブ、インターネット等を通じて、学校の外部まで広がりを見せており、学校単独では対応が難しいケースも少なくありません。

○また、いじめを未然に防止していく上では、日頃から、子どもたちが様々な機会を通じて多様な価値観を持つ大人たちと接する中で、学校以外の人間関係を形成し、大人たちから存在を認められることも重要です。

○そのため、学校関係者がPTAや地域の関係団体等と連携して、地域社会全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促す体制を構築することが必要です。

(7) 関係機関との連携

○いじめを受けた子どもや、いじめを行った子どもが立ち直っていくためには、医療や福祉などの専門機関の協力が必要な場合もあり、また、地域の青少年育

成団体等の協力を得ることが有効な場合もあります。

○また、犯罪につながるおそれのあるいじめについては、警察と連携して対処する必要があります。

○町は、関係機関との適切な連携を図るとともに、学校においては、平素から関係機関の担当者との情報交換や連絡会議の開催など情報共有体制を構築しておく必要があります。

III 基本的施策・措置

1 二宮町が実施する施策

(1) 財政上の措置等（法第10条関係）

○いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めます。

○国および県に、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう求めます。

(2) 通報・相談体制の整備（法第16条第2項関係）

○児童・生徒、保護者、地域住民、教職員等からのいじめに関する通報・相談を受け付ける体制の整備を図ります。

○県および町が設置しているいじめに関する通報・相談窓口の周知に努めるとともに、県と町相互の連携が円滑に進むよう努めます。

(3) 学校、家庭、地域社会、関係機関、民間団体等との連携（法第17条関係）

○「二宮町いじめ問題対策連絡協議会」を設置して、各学校が児童相談所・警察等の関係機関や地域との連携に基づいて効果的にいじめ事案に対処する取組が円滑に進むことを支援します。

○未然防止につながる「非行防止教室」の開催や学校警察連携制度を有効に活用するなどして、学校と所轄警察署間の日頃からの連携に努めます。

○家庭や地域で子どもたちを見守るために、PTAや地域、民生委員・児童委員等との連携が進むよう、学校と連携し、開かれた学校づくりに向けた取組を進めます。

○保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置など、家庭を支援します。

(4) 人材の確保及び資質の向上（法第18条第1項関係）

○いじめの相談に対応するため心理や福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー等の配置の充実を図ります。

○これまでに蓄積してきたノウハウや、新たな調査・研究によって開発したメソッドを活用して、研修事業の充実を推進することで、いじめ問題に適切に対処できる人材の育成と、教職員の資質の向上を図ります。

(5) いじめの防止等のための調査研究の推進等（法第 20 条関係）

- 二宮町教育研究所を中心に国立教育政策研究所や県立総合教育センター等の調査・研究機能を活用するなどして、いじめ未然防止のための実践事例や、いじめ事案への具体的な対処事例の集積と分析を進め、学校現場にフィードバックすることで、各学校での取組を支援します。

(6) いじめの未然防止に向けた広報・啓発活動（法第 21 条関係）

- いじめ問題は、社会全体の課題という意識を、家庭や地域など子どもに係わるすべての大人たちが共有できるよう、あらゆる機会を通じて広報・啓発活動を行います。

(7) 基本方針の内容の点検と見直し

- 町の基本方針に位置付けた施策・措置の取り組み状況については、年度ごとに、学校を取り巻く社会情勢や学校の状況をふまえ、「二宮町いじめ問題対策連絡協議会」における意見交換等を経て、方針が適切であるか点検し、必要に応じて見直しを行います。また、国や県動向をふまえた見直しも行います。

2 二宮町教育委員会が実施する措置

(1) いじめの未然防止対策（法第 15 条及び第 19 条第 1 項関係）

- いじめにつながるような生命を大切にす心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身に付けるため学校における全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を図るため、教材やリーフレットの作成等の支援を行います。また、いじめを許さない集団作りに向けて特別活動の充実に向けた取り組みを行います。
- 様々な人々との関わりの中で社会性や豊かな人間性を育むため行われる地域交流や職場体験、ボランティア活動等の体験活動の充実のために必要な情報提供等の支援を行います。
- 日頃の授業や特別活動、児童・生徒指導や教育相談等を通じて、全ての児童・生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを支援するための取組を進めます。
- ソーシャルネットワークサービス（SNS）をはじめとするインターネットを通じて行われるいじめ（以下「インターネット上のいじめ」という）を防止し、効果的に対処することができるよう、児童・生徒やその保護者に対し、企業等との連携による携帯電話教室の開催やリーフレットの配布等により、必要な啓発活動を行います。
- 学校の教職員が児童・生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組むため、学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善に向けた支援に努めます。

(2) いじめの早期発見のための措置（法第 16 条関係）

- 当該学校に在籍する児童・生徒に対する定期的な調査状況を把握し、いじめの早期発見に資するために、問題行動等調査やいじめ問題に係る点検・調査等を通じて調査を実施します。
- 当該学校の児童・生徒や保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行うことができるよう、スクールソーシャルワーカー（SSW）、臨床心理士等の専門家の配置、関係機関との連携等の教育相談体制の充実を図るとともに、これらの体制についての周知に努めます。相談体制を整備するための措置を行います。
- 当該学校の教職員に対して、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施や資質能力の向上に向けた必要な措置を行います。

(3) いじめに対するの早期解決に向けた措置（法第 24 条、26 条、27 条関係）

- 学校から法第 23 条第 2 項の規定によるいじめ（いじめの疑いがあるものを含む）報告を受けたときは、必要に応じて支援を行い、学校が適切な措置を講ずるよう指導・助言を行います。また必要と判断した場合は、自ら調査を行います。
- いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒が異なる学校に在籍している場合、双方の学校と町教育委員会の間で情報を共有して対処できるよう、学校相互間の連携協力体制を整備します。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、学校警察連携制度の活用や所轄警察署との相談等、警察と連携して取り組みます。
- また、学校単独では効果的な対応に限界がある場合は、町教育委員会は、学校からの要請を受けて、指導主事や心理教育相談員、SSW（スクールソーシャルワーカー）等を派遣して、事案の早期解決を支援します。
- いじめを行った児童・生徒の保護者に対して学校教育法第 35 条第 1 項（同法第 49 条において準用する場合を含む）の規定に基づき当該児童・生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童・生徒等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとします。また、出席停止となった児童・生徒の教育を受ける権利を保障するための支援を行うよう努めます。

(4) 家庭との連携（法第 17 条関係）

- いじめの心身に及ぼす影響や、いじめに関わる相談制度または救済制度等について、家庭に対して必要な情報のさらなる周知に努めます。
- PTA 活動を通しいじめ問題に関わる取組を促進させるため、PTA や学校関係者が協議、連携することの重要性を伝える啓発活動の充実に努めます。

(5) 地域との連携（法第 17 条関係）

- 地域で子どもたちを見守るために、地域、民生委員・児童委員等との連携が進むよう、学校と連携し、開かれた学校づくりに向けた取組を進めます。

○学校が、いじめに係る状況及び対策について、学校運営協議会や学校評議員に情報提供するとともに、連携・協働による取組を進めることができるよう支援します。

(6) 関係機関との連携（法第 17 条関係）

○いじめを受けた児童・生徒や、いじめを行った児童・生徒の立ち直りを支援するため、医療や福祉等の専門機関の協力を得るための連携を促進します。

○非行問題や犯罪等につながるおそれのあるいじめについては、学校警察連携制度を有効に活用しながら対応します。

(7) 学校評価における留意事項（法第 34 条関係）

学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、教職員の孤立やいじめを抱え込み防止、早期発見・事案対処マニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、行内研修の実施等）の実施状況を学校評価に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行います。

3 学校が実施する措置

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定（法第 13 条）

○「いじめ防止対策推進法」は、第 13 条において、全ての学校に対し、国、県及び町のいじめ防止基本方針を参酌して、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針（以下「学校いじめ防止基本方針」という。）を定めることとしています。

○学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがあります。

・学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応になります。

・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童・生徒及びその保護者に対し、児童・生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめを行う行為の抑制につながります。

・いじめを行った児童・生徒への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめを行った児童・生徒への支援につながります。

○学校いじめ防止基本方針の見直しを策定するに当たっては、検討する段階から保護者・地域の人々が参画し、地域ぐるみのものになるようにすること、児童・生徒の意見を取り入れるなど、児童・生徒がいじめ防止等について主体的かつ積極的な参加が確保できるように努めます。また改定策定した基本方針については、学校だより等で公開するとともに、児童・生徒やその保護者、地位の方々に説明するなどし、保護者や地域の方々との共通認識を図り、連携していじめ防止等の取組に当たります。

○各学校は、策定した「学校いじめ防止基本方針」に則り、学校の実情に応じて次のような取組を進めることとします。

(2) いじめの未然防止対策（法第 15 条及び第 19 条第 1 項関係）

- 学校間交流や職場体験、ボランティア活動等の体験活動や特別活動の充実を図り、学校外の人々との関わりや集団活動を通して自己の役割や責任を果たそうとする態度やよりよい人間関係を築こうとする態度等道徳性を育む取組を進めます。
- 日ごろの授業や行事等特別活動の中で、自己決定の場を用意し、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを推進します。
- 児童会・生徒会の活動等を通して、児童・生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、行動する機会を設けるよう努めます。
- 教職員は、日頃の授業や特別活動の中で、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない行為である」という雰囲気醸成するよう努めます。
- 教職員は指導に際して、自らの言動が児童・生徒を傷つけたり、他の児童・生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払います。
また、教職員間の良好な人間関係を構築し、いじめが起きにくい学校づくりに努めます。
- 教職員は児童・生徒に対し、いじめの傍観者にならず、いち早く教職員へ報告するなど、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を理解させるよう努めます。
- 学校として特に配慮が必要な児童・生徒に係るいじめについては、当該児童・生徒の特性を踏まえ、日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行うことが必要です。
- インターネット上を通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童・生徒やその保護者に対し、企業等との連携等による携帯電話利用教室等、必要な啓発活動を行いインターネット上のいじめに対する理解を深めていきます。また、学級活動や技術、情報等の授業の中で、情報モラル教育の一層の推進を図ります。
- 学校関係者や地域の人々、NPO 団体等との連携を通して、家庭科や保健体育、総合的な学習の時間等学校での教育活動の様々な場面において「いのちの大切さ」を学ぶ授業の展開を図ります。

(3) いじめの早期発見のための措置（法第 16 条関係）

- 「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうる問題である」という認識を持ち、各学校において、日頃から子どもの日常の行動や生活の様子に目を配るとともに、児童・生徒との信頼関係の構築等に努めます。
- 教職員は、子どもが発する小さなサインを見逃さず、いじめの兆候を早期にキャッチし、積極的ないじめの認知に努めます。
- 定期的なアンケート調査や教育相談を実施するなど、児童・生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの疑いや相談があった場合は、迅速かつ確実に対

応じます。

- 学校で実施するいじめに関するアンケートに、インターネット上のいじめネットいじめに関する質問項目を設けるなど、インターネットを通じて行われるいじめの早期発見に向けた取組を進めます。

(4) いじめに対するの早期解決に向けた措置 (法第 23 条・25 条関係)

- 当該学校の児童・生徒がいじめを受けているとの通報を受けたとき、その他当該学校に在籍する児童・生徒がいじめを受けていると思われるときは、緊急会議を開催し、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う措置等を講ずるとともに、その結果を町教育委員会に報告します。
- いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒が異なる学校に在籍している場合、双方の学校と町教育委員会の間で情報を共有して対処します。
- いじめがあったことが確認された、あるいは疑いがある場合、または、いじめが解消に至っていない場合には、学校は、いじめを受けた児童・生徒を最後まで守り通すことを旨として、平穏な学校生活を再開できるよう、当該児童・生徒及びその保護者に対して必要な支援を行います。
- 事実の有無の確認を行う際には、関係児童・生徒、教職員や保護者をはじめ、多方面からの丁寧な情報収集を、適切な方法により速やかに行い、正確な事実の把握に努めます。また、当事者のプライバシーや個人情報の取り扱いは十分に注意を払います。
- いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた児童・生徒及びいじめを行った児童・生徒の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、児童・生徒との対話を深めることなどを通じて、いじめの再発を防ぎます。
- いじめを行った児童・生徒に対しては、いじめは決して許されない行為であり、当該児童・生徒の取った行動が相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした指導を行うとともに、当該児童・生徒の家庭環境や人間関係のストレスなど、いじめの行為に至った背景を把握し、当該児童・生徒及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を行います。
- いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童・生徒またはその保護者に対する支援及びいじめを行った児童・生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとし、これを行うにあたっては、保護者の間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとし、
- これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係する専門機関等との連携の下で取り組みます。
- 特に、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや、

児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、教育委員会に報告・協議し学校警察連携制度の活用や警察署との相談など、警察と連携して取り組みます。

○児童・生徒がインターネット上のいじめを受けているとの通報や相談を受けた際には、速やかに一連の掲載情報を確認し、その内容を印刷等により帆 げ するとともに、関係機関等の協力を得ながら、インターネット上の情報の削除依頼等を行います。

○校長は、当該学校に在籍する児童・生徒等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童・生徒に対して懲戒を加えるものとします。

(5) 家庭との連携（法第17条関係）

○児童・生徒がいじめを受けている、あるいは、いじめをしていると疑われる様子があるときに、保護者が学校に相談や通報をするための窓口を周知するよう努めます。

○家庭のささいな変化を見逃さないようにするため、パンフレット等により、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発活動に努めます。

○学校や家庭での児童・生徒の様子について情報を共有できるよう、電話相談や家庭訪問等を通して保護者と密に連絡を取り、いじめの未然防止・早期発見に努めます。

(6) 地域との連携（法第17条関係）

○学校の抱える課題を地域ぐるみで共有し、解決するために、学校運営協議会の導入等、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みづくりを進め、子どもが心豊かに育つ学校づくりに努めます。地域、民生委員・児童委員等との連携が進むよう、開かれた学校づくりに向けた取組を進めます。

○地域で子どもを見守る人の輪を広げるため、職場体験、ボランティア活動等体験活動や行事等を通して地域の関係団体、学校、施設や事業所、NPO等地域の人々とふれあう機会を充実するよう努めます。

(7) 関係機関との連携（法第17条関係）

○いじめを受けた児童・生徒や、いじめを行った児童・生徒の立ち直りを支援するため、医療や福祉等の専門機関の協力を得るための連携を図ります。

○インターネット上のネットいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童・生徒やその保護者に対し、企業やNPO等との連携による携帯電話教室や講演会の開催等必要な情報提供・啓発活動を行います。

(8) 学校評価における留意事項（法第34条関係）

○学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、教職員の孤立やいじめの抱え込み防止、早期発見・事案対処の

マニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校の評価に位置付けるよう努めます。

IV 重大事態への対処

1 いじめの重大事態

いじめが重大事態（法第 28 条の規定による重大事態をいう。以下同じ。）かどうかの判断は、以下の考え方により、原則として各学校が判断します。次のいずれかに該当するときは、いじめの重大事態として対応します。

▽いじめを受けていた児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- ・自殺を企図したり、自殺に至った場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

▽いじめを受けていた児童・生徒が、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合（年間 30 日間を目安とする。但し、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、重大事態として対応する。）

児童・生徒やその保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態の疑いがあると捉え、適切かつ真摯に対応します。

2 二宮町教育委員会又は学校による対処

(1) 事実関係を明確にするための調査

- 学校に在籍する児童・生徒が、いじめを受けて、重大事態に陥った場合、学校は、教育委員会を通じて町長に、重大事態の発生について報告するとともに、当該重大事態に対処し、同種の事態の発生防止に資するため、できるだけ速やかに事実関係を明確にするための調査を行います。
- 学校が単独で事実関係を明確にするための調査を実施することが困難な場合、町教育委員会は、学校の要請により、必要な支援を行います。
- また、学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと町教育委員会が判断した場合、町及び町教育委員会において（場合によっては県教育委員会と連携して）調査を実施します。

(2) いじめを受けた児童・生徒及びその保護者への情報提供

- 学校又は町教育委員会がいじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・的確に情報提供を行います。
- 当該情報提供を行うに当たっては、児童・生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意して行います。

(3) 調査結果の報告

- いじめに係る重大事態について、学校が実施した調査結果は、町教育委員会を通じて、町教育委員会が実施した調査は、直接、町長に報告します。

(4) 調査結果の公表

- 学校又は教育委員会は、いじめ重大事態に関する調査結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者の意向、公表した場合の児童・生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとします。公表を行う場合は、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に対して、公表の方針について説明を行うこととします。

V いじめ防止等を推進する体制

1 学校におけるいじめの防止等のための組織

- 学校現場において、いじめの防止等の取組を効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するためには、特定の教職員で対処するのではなく、必要に応じて外部専門家の参画も得ながら、学校全体で組織的な対応を行う必要があります。
- また、外部専門家の参画については、重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合、その組織の母体としつつ、当該事案の性質に応じた適切な専門家を加えることも考えられます。
- 当該組織を構成する複数の教職員については、学校の管理職、総括教諭、学級担任、児童・生徒指導担当教員、養護教諭や教育相談コーディネーター等から、組織的対応の中核として機能するような体制を組むことが重要です。
- 各学校の判断により、日頃からいじめの問題等、児童・生徒指導上の課題に対応する既存の組織を活用し、校長等の管理職の下で、いじめの防止等の対策に取り組む組織として機能させることも可能です。
- この組織は、当該学校における学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、基本方針に基づく取組の年間計画の作成や実施、実施状況のチェック、児童・生徒や保護者からの相談や地域住民等からの通報の窓口としての役割、いじめの疑いに関する情報や児童・生徒の問題行動等に係る情報を収集、記録、共有する

役割、いじめの疑いのある情報があった際の緊急会議の開催、関係する児童・生徒への事実関係の聴取等、いじめに関連する情報の迅速な収集、いじめられた児童・生徒の保護や支援、いじめを行った児童・生徒に対する指導や支援、双方の保護者との連携、他の在校生やその保護者に対する情報提供等の取組の中核的な役割を担います。

2 二宮町いじめ問題対策連絡協議会

- 二宮町は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、「二宮町いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。
- この協議会は、学校、警察、児童相談所、人権擁護委員、心理や福祉の専門家、主任児童委員、PTA 代表、町教育委員会、町関係部局等で構成し、次に掲げる事項について、情報の共有、より良い取組に向けての協議等を行います。
 - ・町の基本方針に基づく各団体の取組状況
 - ・町の基本方針に基づく取組の検証や調査
 - ・重大事態が発生した場合、事実関係を明確にするための調査

3 いじめの重大事態発生時の対応

- 二宮町は重大事態発生 of 報告を受けた場合は、直ちに二宮町総合教育会議を招集し、必要に応じて外部の専門家の助言を得ながら、再調査を実施するものとします。この調査には当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者をもって充て、その公平性・中立性を確保します。

二宮町いじめ防止基本方針

発行 / 平成 28 年 3 月 (平成 30 年 3 月改定)

二宮町

二宮町教育委員会

〒259-0196

神奈川県中郡二宮町二宮 961

TEL 0463-71-3311 (代表)

「神奈川県いじめ防止基本方針」の改定の概要について

1 改定の趣旨

- (1) 国の基本方針の改定内容を反映させる。
- (2) いじめ防止対策推進法に基づき、県の基本方針を策定して3年が経過した。この間のいじめ防止の取組状況を踏まえ、必要な改定を行う。

2 改定のポイント

(1) いじめの理解の促進

- けんかやふざけ合いであっても子どもの感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- 「いじめ」という言葉を使わない指導など柔軟な対応も可とする。
- いじめ「解消」の定義を明確化し、解消までの継続的な支援を徹底する。

(2) 学校の組織的対応の強化

- 学校いじめ防止基本方針に基づく対応を徹底することにより、教職員がいじめを抱え込まず、いじめへの対応が組織として一貫したものとなることを明確化する。
- いじめ防止の取り組みを学校の評価に位置付け、目標の達成状況を評価する。
- いじめ防止に関する実践的な教職員研修を実施する。

(3) 教職員がいじめの防止に取り組める環境の整備

- 教員が行う業務の明確化等により、教職員の業務負担の軽減を図る。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置の充実を図る。

(4) 児童・生徒の状況に応じた支援・指導の徹底

- 学校として特に配慮が必要な児童・生徒(※)について、当該児童・生徒への適切な支援や、保護者との連携、周囲の児童・生徒への指導の必要性を示す。
(※) 発達障害を含む、障がいのある児童・生徒、外国につながる児童・生徒、性同一性障害に係る児童・生徒や「性的マイノリティ」とされる児童・生徒、東日本大震災や原子力発電所事故等により避難している児童・生徒 などを含む。

(5) 家庭・地域との連携強化

- いじめに係る状況や対策について、家庭への情報提供の充実に努めるとともに、学校運営協議会や学校評議員、地域学校協働本部などを通じて、学校から地域に対する情報提供を進める。

(6) 重大事態への対応強化

- 重大事態については、国の示した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に従って、適切に対応する。
- 調査結果については、いじめを受けた児童・生徒およびその保護者の意向等を踏まえて、特段の支障がなければ公表を行う。

二宮町公立小中学校における働き方改革に関する取組みについて（案）

1 趣旨

教職員の働き方改革については、平成 29 年 8 月に中央教育審議会初等中等教育分科会及び学校にける働き方改革特別部会より「学校における働き方改革緊急提言」が示され、その後、同年 12 月に「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」が示された。さらに、これを受けて、具体的な方策を示した「学校における働き方改革に関する緊急対策」も示されている。

また、神奈川県からは、「教員の働き方改革に向けた取組の基本方針」が示されている。

二宮町の教職員の勤務状況については、他の自治体と同様に長時間の勤務が続いており、働き方の改善を目指す具体的な取組みが早急に必要な状況にある。

このようなことから、国の提言や県の方針などを踏まえつつ、町としての取組みを以下のように整理する。

2 取組み内容

① 業務終了時間を設ける。

- ・業務終了時間は、午後 9 時とし、午後 10 時には消灯のうえ退庁する。ただし、やむを得ない業務がある場合は、終了時間を申し出たうえで、学校長の許可を得る。
- ・保護者等からの電話への対応については、午後 6 時までとし、その後は、留守番電話を設定する。また、各校に配備する携帯電話を管理職が携帯し、緊急の場合などの対応にあたる。

② 閉庁日を設ける。

- ・夏休み期間中に閉庁日を設ける。閉庁期間は、8 月 13 日から 15 日の 3 日間とし、この期間に土曜日、日曜日が含まれる場合であっても新たな閉庁日は設けない。
- ・この間については留守番電話を設定するとともに、緊急の場合は、管理職が携帯する携帯電話で対応する。
- ・部活動等、対外的な業務についても原則行わない。
- ・給料事務発生日と重なる場合、事務職員については、休暇が取得できるよう配慮する。また、学校長は、閉庁期間中であっても給与振込にかかる対応等の発生に備え、事務職員と連絡がとれる体制を整えておく。

③ 部活動の休業日を設ける。

- ・土曜日、日曜日のいずれかは、休業日とする。
- ・職員会議等の会議がある日は、休業日とする。
- ・その他、今後スポーツ庁が策定を予定しているガイドラインを参考に取り組むを行う。

3 実施方法及び実施期間

平成30年度においては試行期間とし、実施状況や教職員等の意見などを踏まえ見直しを行い、平成31年4月の本格実施を目指す。

4 周知の方法

ご理解、ご協力を得るために、保護者に対しては、PTAの会議時に教育委員会より説明を行うとともに、文書を配布する。また地域の方々に対しては、町ホームページや広報でお知らせする。

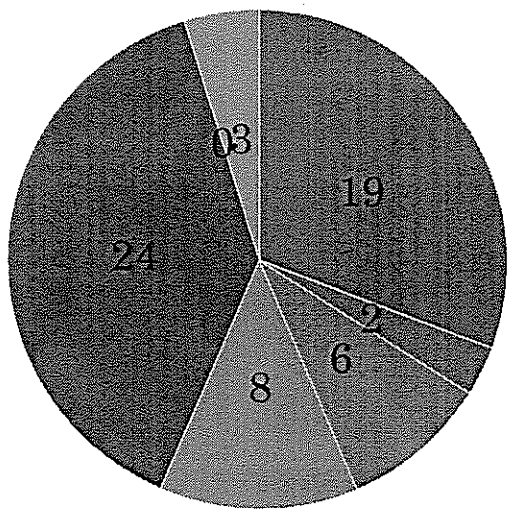
コミュニティ・スクール フォーラム アンケート集計結果について

アンケート回収数・・・62名

1. 所属、職種について当てはまるものに○をつけてください。

- 1.学校の教職員・・・19
- 2.学校の管理職・・・2
- 3.教育委員会の事務局職員・・・6
- 4.保護者・・・8
- 5.地域住民・一般の方々・・・24
- 6.学生・大学院生・・・0
- 7.その他・・・3

所属、職種について当てはまるものに○をつけてください。



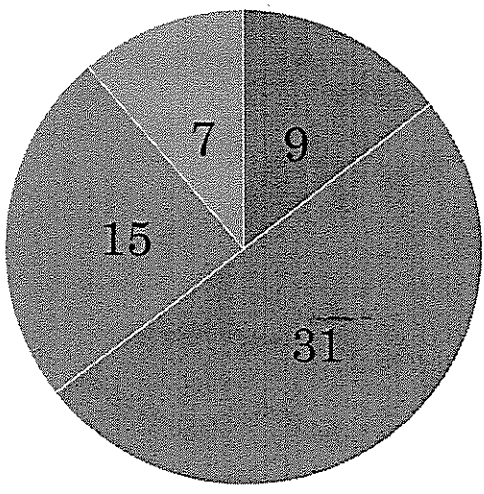
- 1.学校の教職員
- 2.学校の管理職
- 3.教育委員会の事務局職員
- 4.保護者
- 5.地域住民・一般の方々
- 6.学生・大学院生
- 7.その他

2. 本日のフォーラムに参加する前の状況で、最も近いものを1つずつ選んで○をつけてください。

コミュニティ・スクールの仕組みや意義・メリットについてどの程度理解していましたか。

- 1.大いに理解していた・・・9
- 2.おおむね理解していた・・・31
- 3.あまり理解していなかった・・・15
- 4.理解していなかった・・・7

コミュニティ・スクールの仕組みや意義・メリットについてどの程度理解していましたか。



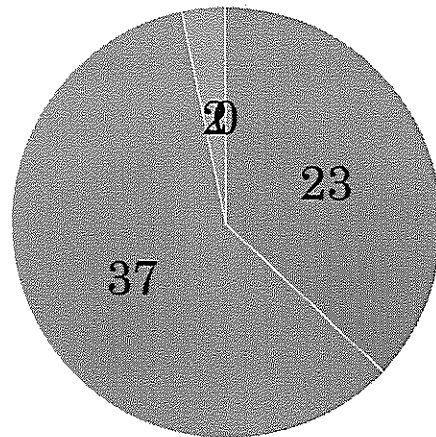
- 大いに理解していた
- おおむね理解していた
- あまり理解していなかった
- 理解していなかった

3. 本日のフォーラムに参加してもっとも近いものを1つずつ選んで○をつけてください。

①コミュニティ・スクールの「必要性」について理解が深まりましたか

- 1.大いに理解できた・・・23 2.おおむね理解できた・・・37
3.あまり理解できない・・・2 4.理解できない・・・0

コミュニティ・スクールの「必要性」について
理解が深まりましたか

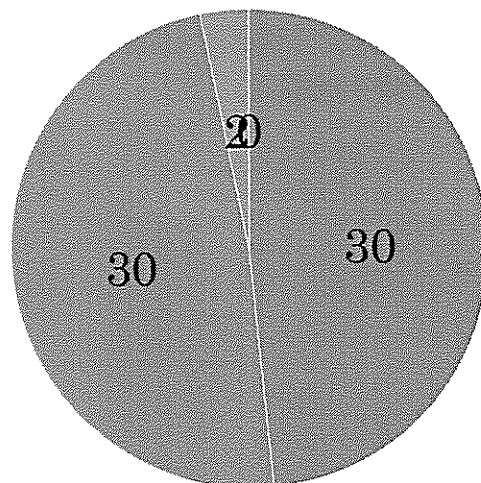


- 大いに理解できた
- おおむね理解できた
- あまり理解できない
- 理解できない

②今後、コミュニティ・スクールの仕組み・機能を生かした取組をさらに推進していこうと思いますか

- 1.大いに理解できた・・・30 2.おおむね理解できた・・・30
3.あまり理解できない・・・2 4.理解できない・・・0

今後、コミュニティ・スクールの機能を生かした取組を
さらに推進していこうと思いますか



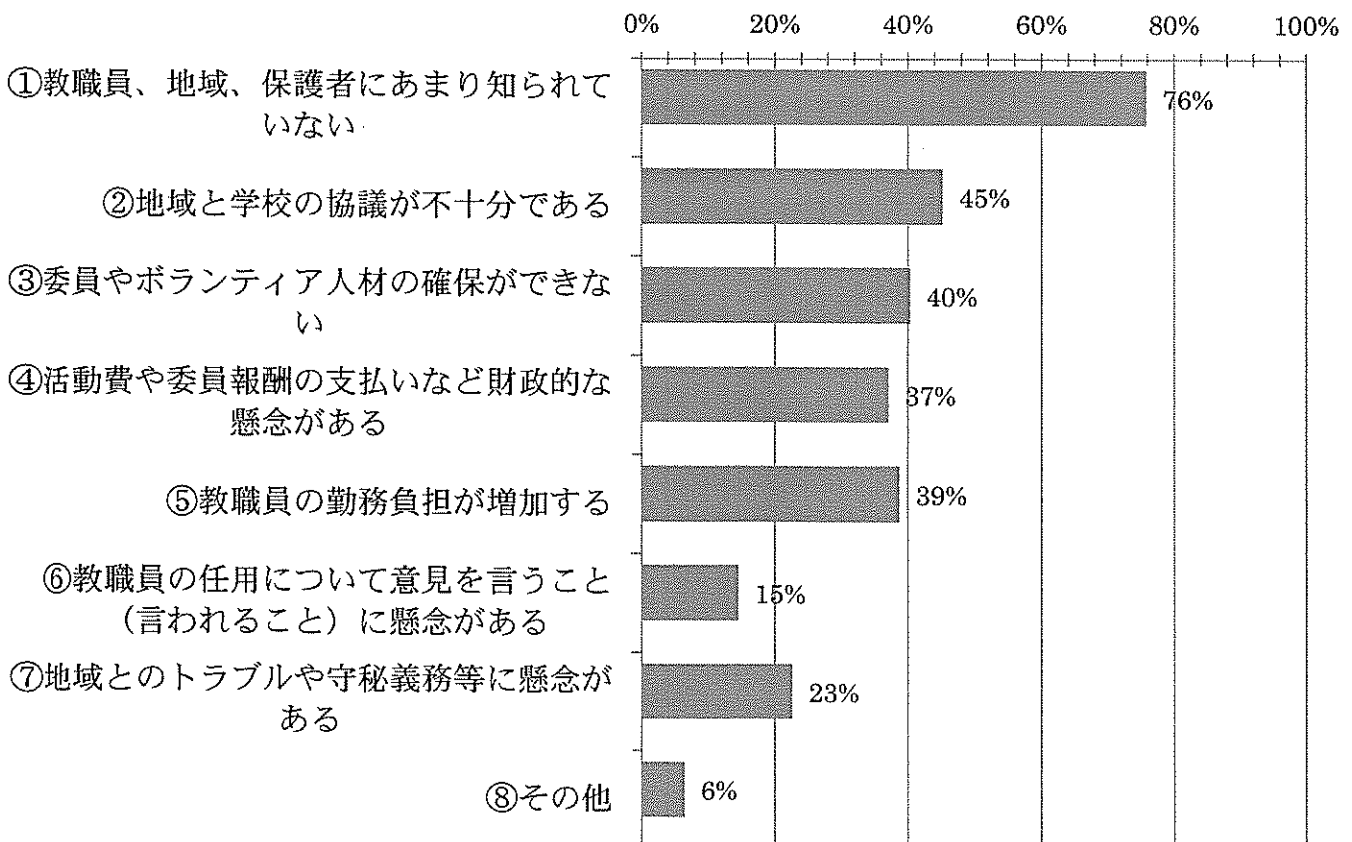
- 大いにそう思う
- おおむねそう思う
- あまり思わない
- 思わない

4. コミュニティ・スクールに関わる取組を進めるに当たって課題となっていることについて当てはまるものを選んで○をつけてください。(いくつでもかまいません)

	割合
①教職員、地域、保護者にあまり知られていない・・・	47 76%
②地域と学校の協議が不十分である・・・	28 45%
③委員やボランティア人材の確保ができない・・・	25 40%
④活動費や委員報酬の支払いなど財政的な懸念がある	23 37%
⑤教職員の勤務負担が増加する・・・	24 39%
⑥教職員の任用について意見を言うこと (言われること)に懸念がある・・・	9 15%
⑦地域とのトラブルや守秘義務等に懸念がある・・・	14 23%
⑧その他・・・	4 6%

- 委員の問題
- 立場の違いによる意見の相違のまとめ方
- CSの考え方に逆行することもない人材の確保
- 学校区は複数の地区を含んでおり、福祉、防災などいろいろな役割があり、どの様に調整して行くか。

コミュニティ・スクールの課題



1	開催日時	平成 30 年 1 月 18 日 (木) 18 : 30 ~ 20 : 00
2	開催場所	生涯学習センター ラディアン ミーティングルーム 2
3	内容	特別活動でつくるたのしい学校
4	講師	清水 弘美 (八王子市立式分方小学校 校長)
5	謝礼	なし
6	参加者	教職員 4 名 大学生 7 名 町民 2 名 大学教員 2 名 行政 1 名 中教育事務所 2 名 スタッフ 1 名 その他 (含 県外) 2 名 計 21 名
7	アンケート回収数	17 名

8 アンケートより

① 「第 7 回 にのみや 子ども はぐくみ塾」の開催をどのように知ったか。(複数回答)

①町の広報 (0) ②町の HP (3) ③教育委員会からのお知らせ (1)

④知人の紹介 (11) ⑤フェイスブック (1) ⑥その他 (1)

② これまでの参加回数

①初めて (11 名) ②2 回以上 (6 名) ※昨年度参加回数も含む

③ 内容についての感想 (1 名無記入)

	1 参考になった 2 参考にならなかった	意見
1	1	特別活動について認識を新たにしました。教科は学ぶべき内容がはっきりしていてその枠内でアクティブに学んでいきますが、特活はその枠が少ない分、子どもの実態や主体性に応じて展開できるので面白さがあると思います。頑張って取り組んでみたいです。(その他)
2	1	7月に続いて、参加致しました。 今回は、特別活動の基本から始まり、式分方小の映像も交えて清水校長先生に特別活動の魅力存分に語って頂き、大変満足しております。 教員にとっては、とても参考になる内容でしたが、地域の方々にも、現在学校が取り組んでいることやこれからの教育のあり方等がご理解頂けたのなら嬉しいです。 清水校長先生そのものが、「特活」のあるべき姿のように見えました。(大学教員)
3	1	自分が小学校の時の「特別活動」は何をしていたのか覚えていないくらい「特別活動」としてやっていたわけではありませんでした。ただ、行事やクラブ活動はありました。その中で狙いを確認したり振り返りをすることがなかったので、もし、やっていたら「運動会嫌だな」「クラブ活動めんどくさいな」とかかんじり暇なく活動することができたのかな、と考えることができました。授業でも思いましたが、改めて「特別活動」の時間を教師がもっと考えて大切にしていけることが必要だと感じることができました。(大学生)
4	1	特活でどのような活動をどのような順序ですすめていくかを学ぶことができました。学校や地域の特色を生かした活動を考え、私も教員になったら実際に取り組んでいきたいと思いました。ありがとうございました。(大学生)
5	1	特別活動という授業について、大学の講義以外でも聞く機会があってとても良かったです。特に「楽しい」「役に立つ」というキーワードが子どもたちの意欲の形成につながることでよく分かりました。活動が充実したものになるためにも忘れてはいけないと感じました。(大学生)
6	1	特別活動にオリエンテーションが必要であることや、一番は楽しむことが大切、ということなどとても多くのことを学ぶことができました。(大学生)

7	1	2回目ですか？子どもの能力を伸ばすための特活の重要性を感じています。(教員)
8	1	特別活動の感動を生む指導というのはすごいと思いました。実践したいと思います。(中教育事務所)
9	1	清水先生の話にもありましたが、PDCAサイクルの中で「D」ばかり見て他を疎かにしてきたことを気付かされました。特別活動だけでなく教科に活かせる部分も多くありました。ありがとうございました。(教員)
10	1	・大変勉強になりました。すべての活動に「楽しい」が大きな柱になっていることが大切であることを痛感しました。 ・「意欲」のとらえ方も勉強になりました。(教員)
11	1	子どもたちが自分でしたいことを自分でする、ということが子どもたちのより良い成長や能力開花につながるのだと強く感じました。自分でやり遂げた達成感を子どもが得られるように一つひとつのことを大切にしていきたいです。(学生)
12	1	(記述なし) (所属：その他)
13	1	教育の本髄、本道、原動力となる特別活動が理解できました。特別活動ができる教師、指導できる魅力を改めて実感できました。誠にありがとうございました。(大学教員)
14	1	特別(特活?)って具体的にどんなことをするんだろう、というのが大学で講義を受けた今もなおあいまいでしたが、今回の研修で分かったことがいくつもありました。 特活では、人との関係の中で自分を発揮することが大切で、子どもたちの心が動かされるような、揺さぶられるような経験が子どもの力を育むのかなと思いました。その経験を、教師がねらいを持って働きかけることが必要だと感じました。特活で、自分の力を発揮できる子どもたちを育てていけたらと思います。(学生)
15	1	私が小学校の教員になった時に、一番力を入れたいと思っていたのが学級会やその他の話し合い活動です。本日の講演会では自分の中にあった疑問、モヤモヤが解消されました！！ありがとうございました。これからも特活の勉強をし続けます。(学生)
16	1	(記述なし) (町民)
17	1	公立校でこんな個性的なことをやっているのに驚いた。(町民)

9 「にのみや 子ども はぐくみ塾」についての意見・要望

2	はぐくみ塾では、学校と家庭・地域社会の垣根を取り除いて、今学校が抱えている諸課題について、地域に開いて頂けることが心強いです。このような積み重ねがあれば大きな問題には至らず、ますます二宮の子どもたちが健やかに育っていくものと思います。
3	楽しい時間を与えていただきありがとうございました。
4	大学のゼミナールの中で教育の個別化について学んでいます。私は逆に学級という集団の力を生かした学級活動について研究していこうと考えているため、ぜひ学級経営についてのお話もお聞きしたいです。
7	子どものより良い成長のために多方面の企画をお願いします。
8	地域の方の参加というのが素晴らしいです。
10	お忙しい中、定期的な開催に感謝しています。続けていくことは色々大変だと思いますが、ぜひこれからも開催していただけたらありがたいです。都合がつくときは、私自身参加し続けたいと思います。
13	清水先生の講演は繰り返し継続的に行って欲しいです。
16	努力にまさるものはない。つまり、主体的に持続的にやることが大切であることを実感した。(町民)
17	たくさんの先生方に参加してもらいたい。

平成29年度3月定例教育委員会議予定

- 1 日 時 平成30年3月23日（金）9時30分から
- 2 場 所 二宮町町民センター 2Aクラブ室
- 3 付議事項
 - (1) 教職員等人事について
 - (2) 教育委員会事務局職員等人事について
- 4 報告・協議事項
 - (1) 教育長職務代理の指名について
 - (2) 教育相談・教育支援室活動の状況について
 - (3) 辞令交付式について
 - (4) その他

※出席を要する主な行事

2月18日（日）		子ども会祭り
3月9日（金）	（午前）	中学校卒業式
3月20日（火）	（午前）	小学校卒業式
3月23日（金）	9時30分	3月定例教育委員会議（町民センター2Aクラブ室）
3月30日（金）		教職員等転退職者辞令交付式
4月2日（月）		教職員等辞令交付式
4月5日（水）	（午前）	小学校入学式
4月5日（水）	（午後）	中学校入学式
4月27日（金）	9時30分	4月定例教育委員会議（町民センター2Aクラブ室）
5月12日（土）		二宮西中学校体育祭
5月18日（金）	9時30分	5月定例教育委員会議（町民センター2Aクラブ室）
	13時30分	第1回総合教育会議（第一会議室）
5月25日（金）		平成30年度関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会総会 (藤枝市)
5月26日（土）		二宮中学校汐鳴祭体育の部